## 2 環境関係

## ア公害等

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	する決定内容				
		実 施 予	定時期		講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
市街地の土壌汚 染の処理に関す る法制化の検討 (環境省)	市街地の土壌汚染に関する対策について、以下の点に留意の上、 法制化を含めた実効ある制度について検討する。 a 地下水の利用状況や土地の用途といった地域の実情を考慮した 処理基準について検討する。 b 規制の在り方について、制度が最も円滑に運用されるような仕 組みについて検討する。 c 費用負担に関し土地の所有者や占有者の責任を考慮する必要性 について検討する。 d 汚染原因者が不明の場合等の最終的な救済方策として実効性の ある資金確保の方法について検討する。 e 汚染情報を公開した者が不利にならないような仕組みについて 検討する。	検討			(環境省) 「今後の土壌環境保全対策の在り方について」(平成14年1月25日中央環境審議会答申)を受け、土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする「土壌汚染対策法案」を閣議決定し、第154回通常国会に提出した。(平成14年2月15日)	
自動車排出ガス 対策の推進 (環境省、警察 庁、経済産業省、 国土交通省)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目途とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。(第151回国会に法案提出)	法律案成 立後公布 ・措置 (一部施 行)	措置 (施行)		(環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省) 法律の公布(平成13年法律第73号、平成13年6月27日)及び窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域の指定(平成13年政令第406号、平成13年12月15日)を行った。さらに、車種規制等に関する政省令の公布(平成14年2月)及び総量削減基本方針の閣議決定(平成14年4月)を行った。	
ダイオキシン類 排出濃度測定方 法の緩和(排出 ガス) (環境省)	ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。	検討	結論		(環境省) ダイオキシン類簡易測定法検討会を開催し、より安価な 分析装置(低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を用 いた測定方法に関し、測定精度等の技術的課題について検 討を行った。	
LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法) (環境省)	LNG (liquefied natural gas:液化天然ガス)を燃料とする発電について、早急にばいじん、硫黄酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討する。	検討	措置		(環境省) 関連業界団体を通じてガス燃料の性状やばいじん等の 排出実態等について情報を収集して、測定方法の簡素化や 測定義務の緩和等について検討しているところ。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におけ	ける決定内容				
		実 施 予	定時期		講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措  置  内  容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
燃料電池のばい じん等の測定方 法 (環境省)	燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討する。	検討	結論		(環境省) 関係業界団体を通じて燃料の性状やばいじん等の排出 実態等の情報を収集して、測定方法の簡素化や測定頻度の 軽減等について検討しているところ。	
燃料電池発電設 備に係るばい煙 発生施設として の届出等 (経済産業省、環 境省)	燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討する。	検討	結論		(経済産業省、環境省) 関係業界団体を通じて燃料の性状やばいじん等の排出 実態等の情報を収集して、測定方法の簡素化や測定頻度の 軽減等について検討しているところ。	
工業専用地域内 における届出を 要する特定施設 の見直し(騒音 規制法、振動規 制法) (環境省)	騒音規正法、新藤規正法における工業占用地域内における特定施設(一定以上のプレス機械、送風機等)の現行の届出制度(その増加があった場合には、変更の内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直近に届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必要)について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らないという特性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討する。	検討	結論		(環境省) 工業専用地域を届出が必要な規制対象地域に指定する 運用が適切かどうかを、地域指定を行なっている市町村に ついて調査して検討しているところ。	

## イ リサイクル・廃棄物

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)にお					
		実が	拖 予 定 時	寺 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度		
廃棄物の定義及 び区分の見直し (環境省)	廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。	検討 (13 年度前半 開始)			(環境省) 平成13年8月8日に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会を設置し、同委員会において「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について」をとりまとめ、同部会に報告。(平成14年1月18日)「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について」を踏まえ、平成14年3月22日に廃棄物・リサイクル部会において中間とりまとめを行った。平成14年度中に最終とりまとめを行う予定。	
廃棄物焼却炉の 維持管理規制の 見直し (環境省)	液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要出こついて、検討し結論を得る。	検討・結論			(環境省) 平成 13 年 10 月 19 日環境省令第 33 号により廃棄物処理 法施行規則を改正し、液中燃焼方式の噴霧燃焼炉等、ダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標 として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でない廃棄物 焼却施設について、一酸化炭素濃度の基準を適用しないこととした。ただし、これらの施設については排ガス中のダイオキシン類濃度を 3 ヶ月に 1 回以上測定し記録することとしている。同日施行。	
個別リサイクル 法の対象となる 品目に対する廃 棄物処理法の施 設許可の検討 (環境省)	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設については、その 処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調 査検討した上で、類型化が可能であるかどうかと併せて、廃棄物処 理法上の施設設置許可要件が適正であるかいなかを検討し、その結 果を明らかにする。	逐次実施			(環境省) - 平成13年8月から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、廃棄物処理施設の許可制度等について全体的な検討を行っている。この検討状況を踏まえつつ、個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設の許可要件等に係る検討についても逐次実施する予定。	
医療機関から排 出される廃棄物 の適正処理のた めの制度改善 (環境省)	a <b>有能的因素機則代表的</b> 関係的意見を制定、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討する。	検討			(環境省) 感染性廃棄物の定義等を客観的に判断できるものにする ことについては、有識者や医療機関関係者等からなる「感 染性廃棄物処理対策検討会」において検討を行っていると ころ。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)にお	ける決定内容				
	The second secon		も 予 定 ほ	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容		平成 14 年			
		度	度	度		
	b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。	検討			(環境省) 平成13年8月から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として事業活動に伴い排出される一般廃棄物の取扱いなど廃棄物の分類(区分)に係る検討を行っているところ。	
	c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十分に検討する。	必要に応じ検討			(環境省) - 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについては、有識者や医療機関関係者等からなる「感染性廃棄物処理対策検討会」において、感染性廃棄物の定義に係る検討を踏まえつつ、必要に応じて検討を行うこととしている。	
廃棄物処理業者 に関する情報の 一層の開示 (環境省)	優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。	検討			(環境省) 検討の結果、現状では処分等を行った都道府県等の情報 公開制度に基づき個別の利害関係者に対し情報開示することで対応できるものと考えるが、排出事業者の利便等の観 点から、情報開示の方法等について更に検討を行っている ところ。	
再生利用認定制 度の対象範囲の 拡充 (環境省)	再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、 同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について 明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の 範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に認定する。	検討・結論			(環境省) 再生利用認定の対象として平成13年10月に「廃肉骨粉をセメント原料として利用する場合」を追加した。また、個別の再生利用認定も平成13年度に24件行った。また、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を含め、同制度の在り方についても検討を行っているところである。	
リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方(公正取引委員会)	リサイクルのための共同事業について、具体的にどのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。	検討・措置			(公正取引委員会) 平成 13 年 6 月 26 日 , 「リサイクル等に係る共同の取組 に関する独占禁止法上の指針」を公表した。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におい	ける決定内容		
		実施予定時期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年   平成 14 年   平成 15 年   度   度		
廃棄物等のリサイクル制度 イクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、平成15年度までに予定されている循環型社会形成推進基本計画の策定に資する。  a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講じる。	引き続き施行	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 資源有効利用促進法に基づき、10業種・69品目を対象として、事業者に対して、廃棄物の発生抑制・部品等の再使用、使用済製品等の原材料としての再利用の取組を求める等3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策を講じている。また、産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会に企画ワーキンググループを設置し(平成13年7月)、循環型社会構築に向けた各種制度の実効性の確保、3Rの高度化等の今後の課題について「循環型経済システムの高度化に向けて」をとりまとめた。(平成14年2月)	
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイク ルの着実な施行を図る。	引き続き施行	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の実施 全体として容器包装のリサイクルは着実に進展。 < 平成 13 年 4 月 ~ 12 月の実績 > ・分別収集量の合計 約 176 万トン(約 157 万トン) ・ 再商品化量の合計 約 167 万トン(約 148 万トン) ( )内の値は平成 1 2 年 4 月 ~ 1 2 月の実績 ペットボトルリサイクルに係る再商品化計画の見直し等・ボトル t o ボトル等の原料化としてのモノマー化法 を再商品化手法として追加(平成 13 年 5 月 25 日)・ リサイクル施設の整備状況を勘案した再商品化計画 量の改正(平成 13 年 11 月 9 日)	
	c 特定家庭用機能用格品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。	引き続き施行	(経済産業省、環境省) 消費者及び中小企業事業者それぞれを対象としたパンフレットの作成、配布等の普及啓発、平成13年4月1日の本格施行後の状況等についての情報提供等を行い、本リサイクルの着実な施行を図っている。 マ死13年4月~平成14年3月の実績> ・指定引取場所引取台数 約855万台 ・リサイクル施設搬入台数 約837万台	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	ナる決定内容		
事項名	措置内容	実施予定時期       平成13年 平成14年 平成15年度       度度	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を諮る。	引き続き施行	(国土交通省、環境省) < 平成 14 年 5 月からの本格的な施行に向けた主な取組状況> ・解体工事業者の登録制度の実施(平成13年5月30日) ・分別解体等をしなければならない建設工事の規模に関する基準の制定(平成14年1月23日) ・特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準の制定(平成14年3月5日)	
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。	引き続き施行	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 1 法の施行 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の施行(平成13年5月1日) 2 関係政省令等の施行 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令」の施行(平成13年5月1日) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の方法を定める省令」の施行(平成13年5月30日) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令」の施行(平成13年5月30日) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令」の施行(平成13年5月30日) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」の施行(平成13年5月30日) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」の施行(平成13年5月30日)	

	規制改革推進3か年記	<del> </del>  画(平	成 13 年	3月30日閣議決定)にお	ナる決定内容			
					実力	色 予 定 時	寺 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   備 考
事 項 名	措	置	内	容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
					度	度	度	
中心とした容器 包装廃棄物のリ サイクル率向上 のための総合的 施策の検討 (財務省、厚生労 働省、農林水産	のための措置 b 市町村による分別収集 生抑制効果の検証 c 市町村負担の多寡、市 の比較、事業者による原	容器包装、 部にて、 部により、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいて、 のいで、 のい	廃棄物の観の かい ない かい かい かい いい	円滑なリサイクルを達成点も考慮に入れて検討し、 び容器としての再商品化 と事業者による廃棄物発 コストの分析や民営化と 果、費用負担ルールの見いな検討の中長期的観点か するインセンティブを与	検討			(財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省) ペットボトルリサイクルに係る再商品化計画の見直し等 ・ボトルt oボトル等の原料化としてのモノマー化法 を再商品化手法として追加(平成13年5月25日) ・リサイクル施設の整備状況を勘案した再商品化計画 量の改正(平成13年11月9日) 容器包装リサイクル法に係る効果の検証等 ・市町村に対する分別収集コストに係るアンケート調 査の実施(平成13年11月~14年3月) ・事業者における容器包装廃棄物の発生抑制、減量化 に向けた取組事例等の調査の実施(平成13年11月 ~14年3月) ・ペットボトル再商品化事業者に係る実態調査の実施 ・容器包装リサイクル法施行による社会的な費用・便 益分析を実施・公表(平成13年9月) リユースの促進 ・リユースの促進に向けた自主回収の認定(当該容器 に係る再商品化義務の全量を免除)により、自主回 収への取組は着実に浸透(認定累計件数:平成9年 106件 平成13年208件)
自動車リサイク ル対策 (経済産業省、環 境省)	自動車リサイクル対策に の下で、リサイクルの高度 制化も視野に入れた検討を	き化及び		f自動車の逆有償化の状況 な処理の確保に向け、法	検討	措置		(経済産業省)(環境省) 自動車リサイクルシステムの構築に向け、使用済自動車 の再資源化等に関する法立案を第 154 回国会に提出した (平成 14 年 4 月 12 日)。 (国土交通省) 自動車の抹消登録制度等について、使用済自動車の再資 源化等に関する法律案の制度に合わせ、一貫した仕組みに 改める。(「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を 第 154 回国会に提出した(平成 14 年 3 月 18 日)。)

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	する決定内容			
		実が	色 予 定 時	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
		度	度	度	
省エネ・リサイ クル支援法の見 直し (経済産業省、財 務省、厚生労働 省、農林水産省、 国土交通省、環境 省)	進するため、平成5年から施行されているエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置	検討	措置		(経済産業省) リデュース・リユース・リサイクルをはじめとした環境 ビジネスに対する支援のあり方について、産業構造審議会 環境部会廃棄物リサイクル小委員会循環ビジネスワーキン ググループにおいて、検討を進めているところ。
廃棄物処理、リ サイクルの推進 (環境省)	PCB(POLY Chlorinated Bipheny: ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の確実かつ適切な処理を促進するための所要の措置を講ずる。	措置			(環境省) ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)、環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第66号)が制定され、PCB廃棄物の適正保管、期限内の処理を保管事業者が義務付けをはじめとしたPCB廃棄物処理の枠組が構築された。(平成13年7月15日施行、平成13年6月22日施行。)

## ウ その他

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におけ				
		実が		5 745	講ぜられた措置の概要等 備考
事項名	措  置  内  容	平成 13 年			
		度	度	度	
カラス等営巣除 去の許可申請・ 事後報告義務の 緩和 (環境省)	カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護 繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討する。	検討	検討・措置		(環境省)     カラス等営巣除去の許可申請等に関し、申請者負担軽減の観点から、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化について検討し、14 年度中に措置することとしている。    なお、平成13 年度は、鳥獣行政担当者ブロック会議等において、複数捕獲者に対する許可証、年度をまたぐ捕獲許可証等の取扱いについて、可能な限り対応するよう助言したところである。
グリーン調達の 推進 (環境省)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。	検討 (品目の 追加等)	逐次実施	逐次実施	(環境省) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき、国等の各機関において調達方針を作成し、環境物品等の調達を推進した。 また、平成13年5月8日の閣議における一般公用車の低公害車への切替に係る総理大臣指示に基づき、6月22日に基本方針の一部を変更し低公害車の範囲を明示。これに基づき、各府省は低公害車の導入を一層推進。さらに、特定調達品目の追加・見直しに関する提案の募集、パブリックコメント等を経て14年2月15日に基本方針の変更を行い、特定調達品目を5割増の152品目とした。

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	する決定内容			
			色 予 定 時		講ぜられた措置の概要等 備考
事項名	措置内容	度	平成 14 年 度	平成 15 年 度	
環境会計の導入 (環境省、経済産 業省)	環境保全に係る事業者の自主的な取組を推進するため、事業活動の実態や国際的な実施状況を踏まえながら、環境会計について、総合的なガイドライン(平成12年5月環境庁策定)の充実を通じ、環境保全活動に係る投資・費用(環境保全コスト)及びその効果の算出・評価方法、信頼性確保のための第三者機関による監査制度の在り方等についても検討を進めるとともに、環境保全活動に対する経営意思決定の支援を目的に、マテリアルフローコスト会計、原価計算などに関する環境管理会計手法の検討を行い、環境経営への活用、定着を図る。	逐次実施			(環境省) 環境会計ガイドライン(平成12年5月策定)について、 比較可能性や実務上の利便性を向上させるため、平成13年 10月に検討会を設置し、平成14年3月に「環境会計ガイド ライン2002年版」を公表した。 また、環境会計及び環境報告書の普及促進や信頼性確保 を図るための枠組みの在り方について、平成13年10月に 検討会を設置し、検討を進めた。 (経済産業省) 環境保全活動に対する経営意志決定の支援を目的に、マ テリアルフローコスト会計、原価計算などに関する環境管 理会計手法を開発した。今後は、同手法が企業の環境経営 に活用されるための普及活動等を行っていく。
事業者の環境保 全活動の促進 (環境省、経済産 業省)	事業活動における環境保全のための取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査を行い、環境報告書の作成・公表による取組状況の情報開示を促進する。	検討	結論	逐次実施	(環境省) 取組成果の評価指標としての「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」及び「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の課題等の把握のため、企業の協力を得てパイロット事業を実施するとともに、環境会計及び環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みの在り方について、平成13年10月に検討会を設置し、検討を進めた。 (経済産業省) 事業者と利害関係者(ステークホルダー)との環境コミュニケーションを図るため、「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン2001(平成13年6月)」を策定し、情報開示普及促進を行っている。

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり	ける決定内容				
		実力	施 予 定 時	寺 期	講 ぜられた措置の概要等 📗	備考
事項名	措 置 内 容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
再生可能エネル	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネ	逐次実施			(経済産業省)(環境省)(関係府省)	
ギー等の一層の	ルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効				「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行	
導入	果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、				令」(平成9年6月20日政令第208号)を改正し、新たに	
(経済産業省、環	必要な環境整備等を一層推進する。				┃ ┃   バイオマス、雪氷のエネルギー利用を新エネ法に位置づけ、┃	
境省及び関係府					支援の対象とした(平成14年1月25日施行)。	
省)					(経済産業省)	
					太陽光発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー、クリ	
					┃  ┃ ーンエネルギー自動車、燃料電池等の技術開発・導入等推 ┃	
					進のため関係予算を大幅に拡充するとともに、「電気事業	
					┃  ┃ 者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」を ┃	
					│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	
					日 日)。	
					(環境省)	
					地球温暖化防止対策実施検証事業として神戸市ポートア	
					┃  ┃ イランド地区に日本初の「生ごみバイオガス化燃料電池発 ┃	
					電施設」を建築し、13年9月より試運転を開始している。	